退院支援と退院調整について

精神科認定看護師　齋藤　教子

厚生労働省は平成29年度「精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことが出来るよう」精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進・支援事業を立ち上げました。
当院でも入院している患者さんが退院するだけでなく、退院後地域で安心した生活が送れるように退院支援と退院調整を多職種が連携して行っています。

退院支援と退院調整の違いについて
退院支援とは、患者さんやそのご家族が退院後の療養生活を自分で選択することができるように、その思いを引き出しながら必要な情報を提供し、退院後も医療を継続できるように調整することです。
退院調整とは、退院後の療養を継続していくために必要な環境を整える作業のことです。

「その人がなぜ退院できないのか」ではなく「どうしたら退院できるのか」を考え、その人に合った退院支援と退院調整が出来るようにしています。
例えば
① 自宅から作業所へ通いながら生活していましたが体調を崩し入院。その後様々な事情から自宅への退院が出来なくなりました。
→作業所への通所はそのままで、住まいを自宅からグループホームへと移行しました。時々自宅へ顔を出しているようです。
② グループホームで生活していましたが、ホームのルールを守れなかったり団体生活になじめず入院。
→アパートでの一人暮らしを検討し、必要なサービスを一緒に考えました。掃除や買い物はヘルパーさん、金銭管理は社会福祉協議会、服薬管理は訪問看護へ依頼する。

このように退院支援と退院調整の内容は一つではありません。退院する患者さんの数だけあるのです。今まで行ってきた経験と実績をもとに、これからも患者さんに寄り添い、その人に合った退院支援と退院調整を提供し、安心して長期間地域で生活できるお手伝いをしていきたいと思います。